

令和5年 2月20日

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 財契081
- (2) 調達件名及び数量 大阪大学作業環境測定業務 一式
- (3) 請負期間 令和5年4月1日～令和6年3月1日
- (4) 請負場所 大阪大学吹田地区・豊中地区

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、仕様書の交付場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-1
国立大学法人大阪大学財務部契約課役務係
電話 06-6105-6236
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和5年 2月28日 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

仕 様 書

第1章 一般事項

1. 請負の表示 大阪大学作業環境測定業務 一式
2. 請 負 場 所 大阪大学吹田地区・豊中地区
(別表3 令和5年度作業測定箇所・薬品一覧)のとおり
3. 契 約 期 間 令和5年4月1日～令和6年3月1日
(第1回目サンプリング期間：令和5年4月1日～令和5年8月31日)
(第2回目サンプリング期間：令和5年9月1日～令和6年1月31日)
4. 契 約 事 項 別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
5. 請負の概要 本請負は、労働安全衛生法第65条、特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）第36条、有機溶剤中毒予防規則（以下「有機則」という。）第28条及び鉛中毒予防規則（以下「鉛則」という。）第52条に定めるところにより、本学の各施設における作業環境測定を作業環境測定法第3条第1項により行うものである。
6. 請負の範囲 受注者は、本仕様書に基づき作業環境測定を行うものとする。ただし、本仕様書に記載なき事項で本請負に該当するものは、全て作業環境測定基準その他の当該事項を適用するものとする。

第2章 特記事項

1. 業務の内容 請負の範囲は、別表1、別表2及び別表3に基づき、「請負の概要」を満足する全ての範囲とし、測定結果を報告書にまとめるものとする。
ただし、測定は、作業環境測定基準第2条に従うものとし、採取した試料については、受注者の施設へ持ち帰り、分析するものとする。
なお、本学の都合により、業務を行う室数等に変更が生じた場合は、各作業場（実験施設）の担当者の指定する変更後の室数等で業務を行うものとする。
2. 作業の詳細 デザイン（試料採取位置）、サンプリング（試料採取）日等、具体的な作業等については、本学環境安全研究管理センター及び各作業場（実験施設）の担当者と事前に協議し、決定するものとする。また、サンプリングは原則として平日の8時30分から17時15分までの間に実施するものとするが、作業実施の都合上、休日又は夜間に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ各作業場の担当者に願い出て承認を受けること。
なお、原則としてサンプリングの際は、各作業場の担当者が立ち会うものとする。
3. 資 格 デザイン及びサンプリングについては第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士の資格を、分析については第一種作業環境測定士の資格を有する者であること。

4. 提出書類 1) 着手時

受注者は、契約締結後速やかに下記の書類を本学環境安全研究管理センター担当者に提出し、承認を受けること。

① 作業者名簿

② 作業計画書

2) 測定結果報告書

受注者は、請負完了後速やかに完了検査が受けられるよう、下記の書類を本学環境安全研究管理センター担当者に提出し、承認を受けること。

① 各作業環境測定結果報告書（証明書）及び各作業環境測定結果記録表 A 4 版 各 2 部

ただし、特化則に基づき 30 年間保存義務のある特別管理物質を取り扱う実験室等の作業環境測定結果報告書は、別冊とすること。

② ①の電子媒体 2 部

③ デザインの図面（電子データ共） 2 部

ただし、測定結果が第 2 あるいは第 3 管理区分に該当した作業場については、ただちに本学環境安全研究管理センターの担当者に報告すること。

3) 完了検査時

受注者は、第 1 回目の作業完了報告書を令和 5 年 10 月 15 日まで、第 2 回目の作業完了報告書を令和 6 年 3 月 1 日までに必ず提出すること。

5. その他 本学の施設、機器等に損害を与えた場合、その原形に復旧する費用並びに保証は受注者の負担とする。受注者は、作業の遂行にあたり、諸法規を遵守するものとする。

実験、実習期間中の測定等に関して該当部所から要望があった場合にはその方針に従って行うこと。

その他、詳細は本学環境安全研究管理センター担当者との協議により行うものとする。

6. 検査 受注者は、作業完了後速やかに本学環境安全研究管理センター担当者による検査を受け、合格をもって請負完了とする。

第2号様式

見 積 書

調達番号 : 財契081

調達件名 : 大阪大学作業環境測定業務 一式

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所

会 社 名

氏 名

[印]

電 話 番 号

※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。

※ 見積書の日付は、提出日を記載してください。

請 負 契 約 書 (案)

請負の表示 大阪大学作業環境測定業務 一式

請負代金額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学理事 中谷 和彦 と受注者 との間において、上記の請負業務（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づいて、業務を行うものとする。

第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。

第4条 契約期間は、令和5年4月1日から令和6年3月1日までとする。

第5条 発注者の都合により、測定業務を行う室数等に変更が生じた場合は変更契約を行うものとする。

第6条 前条により変更契約を行う場合の請負代金額は、契約締結時の請負代金額内訳を基に、測定業務を行った件数をもって、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

第7条 請負代金は1回に支払うものとし、第2回目の業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第8条 請負代金額の請求書及び完了報告書は、国立大学法人大阪大学財務部契約課役務係に送付すべきものとする。

第9条 契約保証金は、免除する。

第10条 受注者は、本業務を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、予め発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

第11条 受注者は、業務履行に際して受注者の責に帰すべき原因により、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、賠償の責を負うものとする。

第12条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第13条 この契約について発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決によりこれを解決するものとする。

第14条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和5年 月 日

発注者 吹田市山田丘1番1号
国立大学法人大阪大学
理事 中谷 和彦

受注者

別 紙

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。